

## ANSOKU

第 59 号

令和5(2023)年8月

経営発展情報誌

認定農業者だより

編集・発行／安足農業振興事務所  
足利市担い手育成総合支援協議会  
佐野市農業再生協議会

わがまちの認定農業者

足利市野田町 石川 力さん (34歳)

わがまちの認定農業者である石川力さんは、平成28年に足利市の認定農業者となり、現在足利市認定農業者協議会副会長及び安足地区認定農業者協議会理事を務め、足利地区内外のリーダーとして御活躍されています。農業経営はハウストマト54aのほか米4.9ha、麦5.1haを生産しています。

東京で就職していた石川さんですが、将来を考えたとき地元に戻り家業の農業を継ぐことが最善の選択と考え、26歳でこの道に進みました。

農業の良いところは、努力が報われる瞬間が必ずあるところで、頑張っただけ成果につながるところだそうです。

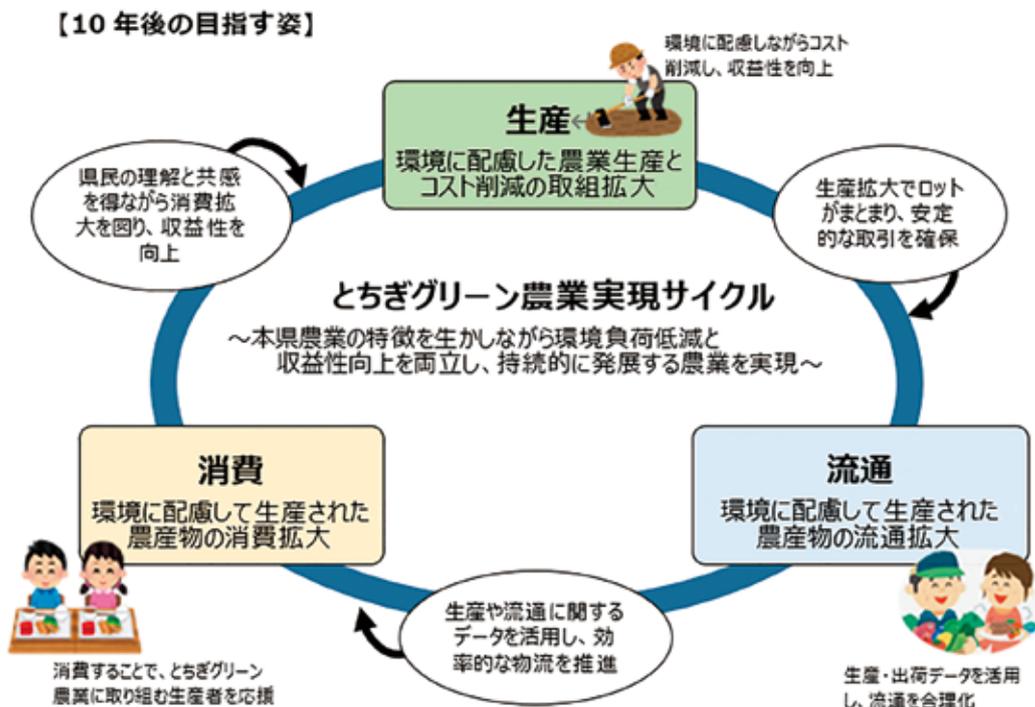
農業について自分で勉強し知識を広げることはもちろん、農業に携わる仲間との情報交換は重要で欠かさず行い、自分の知識に無いものを得られることが多いそうです。

今後の目標は、「更なる高品質を探求し、高収量につなげていきたい。」と名前のとおり、力(ちから)強く語っていました。

## 「とちぎグリーン農業推進方針」の取組について

「とちぎグリーン農業推進方針」は、栃木県が「みどりの食料システム法」に基づく基本計画として、より多くの県民の理解と共感を得ながら「環境負荷の低減」と「収益性の向上」の両立に向けた取組を推進するために令和5年3月に策定しました。

本方針では、化学肥料・化学農薬の使用量を削減し、環境に配慮した低コストで効率的な農業を実践する生産者が地域の中核を担い、クリーンエネルギー機器等の導入が進み、カーボンニュートラルの実現に向けた動きが農業生産の現場に広がっている姿を描き、取組内容や目標を設定しています。



### 【推進する主な取組】

#### 生産段階の取組

- 化学肥料・化学農薬使用量の削減
  - ・新たな手法による土壌診断に基づく適正施肥
  - ・耕畜連携による地域内堆肥流通量
  - ・生物農薬や土着天敵を活用した病害虫防除
- 温室効果ガス排出量の削減
  - ・水管理の改善による水田由来のメタンガス排出抑制
  - ・畜産由来のメタンガス等の排出抑制
  - ・バイオ炭による農地への炭素貯留

#### 流通・消費段階の取組

- 持続可能な流通システムの構築
  - ・新たな包装資材など環境に配慮した流通資材の活用
  - ・広域集出荷施設へのD X導入による物流の合理化
- 生産者と消費者の相互理解の促進
  - ・農業体験や食育を通じた消費者・子供たちへの理解促進
  - ・新たな価値を提案する認証制度（エシカル認証）の創設

また、目指す姿の実現に向けては、地域農業の中核を担う認定農業者や基本構想水準到達者、集落営農組織等が本方針に掲げた取組を計画的に着実に実践していく必要があるため、これらの農業者を中心に環境負荷低減事業活動計画等の樹立（認定）と取組を推進していきます。

認定を受けたい生産者は、計画を作成し、都道府県知事の審査・認定を受ける必要がありますので、詳細は、安足農業振興事務所にお問い合わせください。

なお、認定を受けた生産者は、以下の支援措置を受けることができます。

## 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定者への支援措置内容

### 1 みどりの食料システム法で規定

- (1) 認定を受けた農林漁業者（これと連携する食品事業者等を含む。）に対しては、農業改良資金等の償還期間の延長等の特例措置（償還期間の延長）等
- (2) 特定区域内事業活動の場合、上記の特例措置のほかに農地転用の許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化

### 2 その他

- (1) 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入した場合、税制特例（令和5(2023)年度末までに導入・利用）
- (2) みどりの食料システム戦略交付金申請時、特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価ポイントを加算可能

## いちご栽培におけるグリーン農業の取組について

令和5年産に佐野市のいちご生産ほ場で、紫外線（UV-B）照射によるうどんこ病防除技術を実証しました。いちご栽培において、紫外線（UV-B：波長域280～315nm）を植物体に照射することで病害抵抗性を誘導し、うどんこ病の発生を抑制することができ、農薬の使用回数を減らせるため環境への負荷が少ないだけでなく、農薬を散布する労力の削減にもつながります。

実証試験の結果、紫外線（UV-B）を照射した区で栽培期間をとおしてうどんこ病の発生を大幅に抑制することができました。

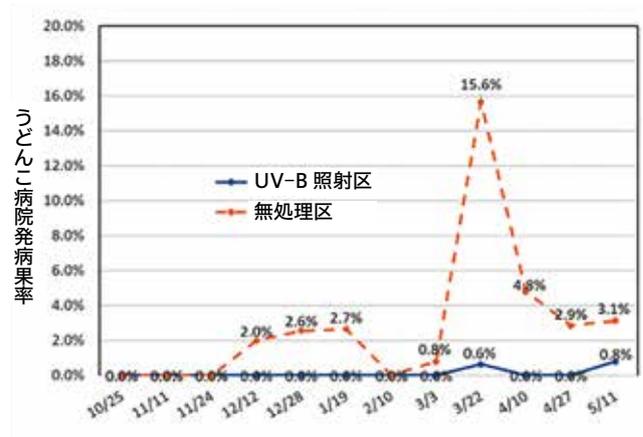


図 うどんこ病の発生状況（果実）



農作物には登録農薬を使用し、使用基準を遵守しましょう！

身支度も  
万全にして  
まる～

- ①農薬容器のラベルをよく読み正しく使う
- ②農薬の飛散防止を徹底する
- ③農薬の使用状況を正確に記帳する

## 「水田活用の直接支払交付金」で支援する 飼料用米への戦略作物助成の変更について

- 一般品種（コシヒカリ、あさひの夢、とちぎの星、にじのきらめき 等）から多収品種（国指定品種及び特認品種）<sup>注）</sup>を基本とする支援体系に変わります。
- 令和5年産から飼料用米の支援単価の算定方法が、令和6年産からは一般品種の飼料用米への支援水準が変更されますので御注意ください。

### 令和5年産からの変更点

#### 支援単価の算定方法が変わります！

飼料用米の数量払いについては、令和5年産から主食用米の標準単収と同様に、**「1.70mmふるい上」の収量を用いて単価が計算**されます。

※飼料用米をふるいにかけていない農業者の方が、**実際にふるいにかける必要はありません**。ふるいにかけない場合は、**地域ごとの1.70mmふるい上の割合を用いて、ふるい上の米に相当する収量が計算**されます。

#### 飼料用米（一般品種、多収品種）の支援単価は変わりません！

令和5年産における飼料用米の支援は従来どおり、数量に応じて、5.5～10.5万円/10a（標準単価8.0万円/10a）です。

### 令和6年産からの変更点

#### 一般品種の飼料用米への支援水準が変わります！

多収品種による作付転換を推進するため、**令和6年産～令和8年産**にかけて、**一般品種**での飼料用米の支援水準（戦略作物助成）が段階的に引き下げられます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量に応じて5.5～9.5万円/10a（標準単価7.5万円/10a）</li> <li>または</li> <li>単価7.5万円/10a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量に応じて5.5～8.5万円/10a（標準単価7.0万円/10a）</li> <li>または</li> <li>単価7.0万円/10a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数量に応じて5.5～7.5万円/10a（標準単価6.5万円/10a）</li> <li>または</li> <li>単価6.5万円/10a</li> </ul>

▶多収品種の飼料用米への支援は従来どおり、数量に応じて、5.5～10.5万円/10a（標準単価8.0万円/10a）です。

注）多収品種（国指定品種及び特認品種） 令和5年3月現在

べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ  
県知事特認品種（栃木県）：月の光

## ねぎ栽培で経営安定化を目指しましょう!

栃木県では収益性の高い水田露地野菜の導入を推進しています。安足管内では、米麦との作業競合が少なく、水田のほ場ローテーションや水稲との輪作で連作障害が回避できる「秋冬ねぎ」「夏ねぎ」を組み合わせた作型の導入、拡大を推進しています。また、ねぎ収穫機等機械化一貫体系により規模拡大も可能です。

安足管内の「秋冬ねぎ」は、主に5月上旬から定植し、11月から3月まで収穫を行う作型です。既に「秋冬ねぎ」を導入し農業機械や施設を所有している農業者は、「夏ねぎ」を導入し、水田と機械・施設の有効活用、所得向上を目指しませんか。作業時間は、特に収穫時期に短期集中しますが、「秋冬ねぎ」との作付け組合せにより、安定した所得を確保でき経営の安定につながります。

表 主な作型事例

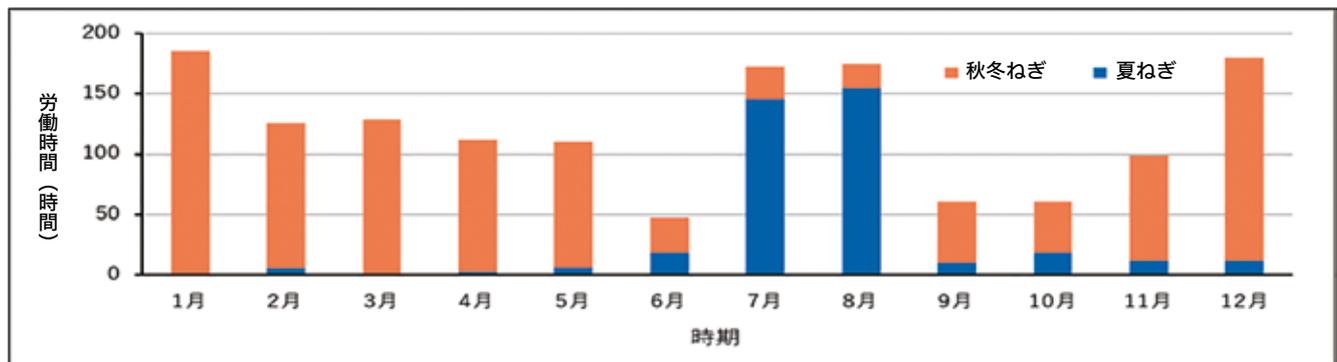
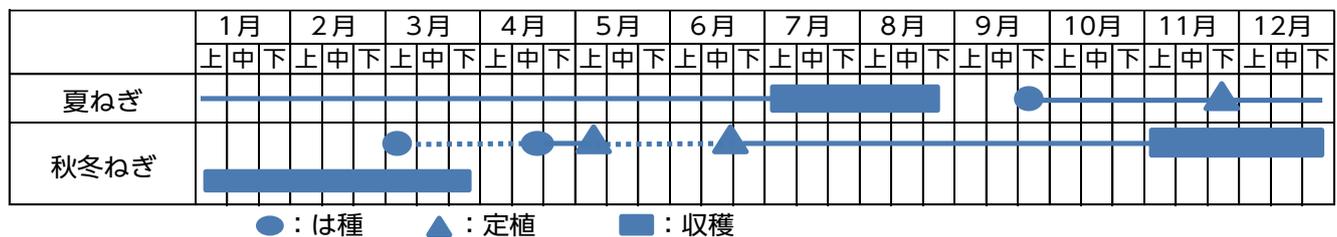


図 秋冬ねぎ、夏ねぎの労働時間 (10aあたり)

## 安足地域に適したさといも栽培方法の確立を目指しています。

湿害に強く収益性の高い水田露地野菜品目であるさといもの普及に向けて、令和3年度から生育期のほ場に水をかけ流して栽培する「さといも湛水栽培」の実証を行っています。

これまでの試験では、当地域における収量増加やコガネムシの食害軽減効果が実証されました。さらに基肥に肥効調節型肥料を用いた基肥一発型の施肥体系が、省力的かつ湛水栽培に適していることが示唆されました。

令和5年度の試験では、令和4年度の試験で収量向上効果が確認された施肥体系と、当初の湛水栽培より短い期間に湛水処理を行う「間断かん水」を組み合わせた栽培方法について検討を行い、当地域に適した栽培体系の確立と産地拡大に向けて取り組んでいきます。



写真：足利市川崎町に設置した展示ほの生育の様子 (6月撮影)

## カラスムギなど麦畑の難防除雑草対策について

水張りができないほ場は、麦収穫後、次の麦作までに①～③のいずれかを実施しましょう。

- ①プラウ等で表層土と下層土を反転させ、雑草種子を土中深くに埋め込む（1回限り）。
- ②不耕起のままにして表面にこぼれた種子を鳥類の餌にする。また、地表浅い位置の種子は発芽が早まるので、雑草の発生状況に応じて除草剤（茎葉処理剤）を散布する。
- ③石灰窒素を散布し（30～50kg/10a）、浅めに耕起することにより、カラスムギ等の発芽を早める。雑草の発生状況に応じて除草剤（茎葉処理剤）を散布する。

①～③は湛水に比べて防除効果が劣るので、条間を通常よりも広くして（40～60cm）、中耕による生育期除草も検討するとよいでしょう。

	夏期湛水(効果大)	①プラウ耕	②不耕起管理	③石灰窒素散布
5～6月	麦収穫			
7月	代かき	プラウによる 天地返し (1回のみ)	不耕起	石灰窒素散布(30～50kg/10a) 散布後浅く耕起
8月	常時湛水 1～2か月間			
9月	耕起	雑草発生状況に応じて除草剤(茎葉処理剤)を散布		
10月	雑草発生状況に応じて除草剤(茎葉処理剤)を散布			
11月	麦播種※ 除草剤(シナジオ乳剤 又は リバレーターフロアブル 又は リバレータ－G 等)を散布			
12月	以降、カラスムギ等の発生に応じて手取り除草			

※夏期湛水以外では、浅めに耕起し、播種は適期内でなるべく遅らせる。

## 地域計画の策定が始まります!

### 1 地域計画とは

これまでの「人・農地プラン」は、認定農業者など中心経営体への農地集積・集約の方針と、実現への取組を定め、進めてきましたが、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正され、「地域計画」としてバージョンアップをはかることになりました。

「地域計画」では、これまでの「人・農地プラン」をより具体的にするため、「10年後、地域の農地を使って、誰が、どこで、何を作付するか」を10年後の目標地図と併せて作成することとし、市が令和6年度末までに策定します。

### 2 計画作成の進め方

作成までの基本的な流れは、以下の図のとおりです。大きく分けると①農地利用の意向把握、②地域の話合いの実施、③目標地図の素案作成、④計画作成となります。具体的なスケジュールは市で検討中ですが、計画を実のあるものにするには、②の地域の話合いが特に重要となります。市から話合いの案内があった際には、是非御出席いただき、地域のみんで考える機会となるよう御協力をお願いします。

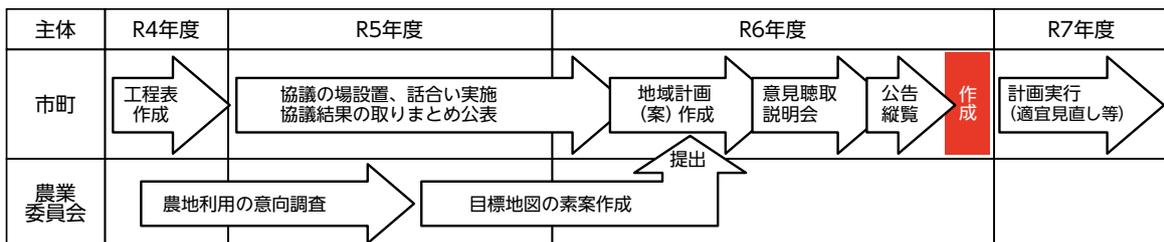


図 地域計画作成に向けた基本スケジュール

## 農畜産物や農業機械等の盗難防止対策を徹底しましょう

近年、県内では農畜産物や農業機械等の盗難被害が多発しています。被害を防ぐために改めて盗難防止対策を徹底しましょう。なお、不審者・不審車両を見かけた場合や盗難被害に遭ったおそれがある場合は、速やかに警察に通報してください。

### 主な盗難防止 対策例

- ① 倉庫やハウス等の出入口の施錠
- ② 防犯カメラやセンサーライト・侵入センサーの設置
- ③ 見える位置に「立入禁止 (KEEP OUT)」等の看板の設置
- ④ 農業機械をほ場へ放置せず、不使用時の鍵を抜き取る
- ⑤ 警察等と連携した夜間防犯パトロール (複数人に対応) 等の実施



「とちぎの農作物泥棒」  
情報提供BOX

## 第20回全国農林水産物直売サミットの開催について

第20回の全国農林水産物直売サミットが、11月16日～17日に栃木県宇都宮市 (1日目)、栃木県内の直売所 (2日目) で開催されます。

最前線の直売所の事例紹介、課題別の分科会、とちぎの豊かな食を楽しみ意見を交える交流会、栃木県内4コースの特色ある直売所視察を通じて、全国の直売所関係者の連携を深め、直売所の持続的な発展に役立てていただきます。

- 日程 令和5(2023)年11月16日(木)～17日(金)
- 開催地 栃木県宇都宮市 (1日目)、栃木県内の直売所 (2日目・現地視察)
- 会場 「ライトキューブ宇都宮」(全体会・分科会)  
「ホテルマイステイズ宇都宮」(交流会・宿泊)
- 主催 (一財)都市農山漁村交流活性化機構 (まちむら交流きこう)

## 農業経営の課題解決を支援します!

県では、認定農業者等の経営改善や経営発展を支援するため、「とちぎ農業経営・就農支援センター」を設置しています。同センターでは、各種専門家を農業者へ派遣し、専門的な助言を行っていますので、経営改善等で悩みを持つ農業者は是非農業振興事務所までお問い合わせください。

- 相談内容: 経営管理、法人化、事業承継、雇用管理、社会保険、6次化
- 専門家: 司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、その他
- 費用: 無料
- 派遣期間: 6月～翌年2月頃

## 農業資材等価格高騰に対する支援を実施しました。

農業資材・肥料・飼料・燃料等の価格高騰に対し、農業経営の安定化を図るため、各種支援事業を推進しました。特に肥料価格高騰対策事業(国)では、令和4年6月から令和5年5月までに農業者が購入された肥料を対象として、前年度からの価格上昇分の7割を支援しているところです。

事業を利用された農業者の皆様には引き続き、本事業の趣旨である化学肥料の使用低減に取り組んでいただくとともに、申請書類の適切な保管や実施状況報告等をお願いします。

## 足利市認定業者協議会の動き

### ☆これまでの活動

- 農業経営改善計画認定指導会  
時 期：2月2日  
場 所：あしかがフラワーパークプラザ  
内 容：対象者3名(変更3名)
- 認定農業者協議会役員会(第1回)  
時 期：4月27日  
場 所：あしかがフラワーパークプラザ
- 認定農業者協議会総会  
時 期：5月26日  
場 所：ニューミヤコホテル
- 農業者との意見交換会  
時 期：6月8日  
場 所：足利市地場産センター  
内 容：農業委員会運営委員、新規就農者との意見交換  
22名参加
- 農業経営改善計画認定指導会  
時 期：6月29日  
場 所：あしかがフラワーパークプラザ  
内 容：対象者3名(変更2名・新規1名)
- 認定農業者協議会役員会(第2回)  
時 期：7月19日  
場 所：あしかがフラワーパークプラザ

### ☆今後の予定

- 認定農業者協議会先進地視察研修  
時 期：未定  
場 所：未定
- 認定農業者協議会講演会又は研修会  
時 期：未定  
場 所：未定
- 農業経営改善計画認定指導会  
時 期：9・11・2月  
場 所：未定
- 認定農業者協議会役員会(第3回)  
時 期：3月  
場 所：未定

## 佐野市認定業者協議会の動き

### ☆これまでの活動

- 認定農業者協議会役員会  
時 期：5月8日  
場 所：佐野市役所
- 令和5年度定期総会(書面決議)  
時 期：5月
- 農業経営改善計画事前指導会  
時 期：7月6日  
場 所：安蘇庁舎  
内 容：対象者6名、書面確認1名

### ☆今後の予定

- 認定農業者協議会視察研修  
(検討中)
- 農業経営改善計画事前指導会  
時 期：10月・2月  
場 所：佐野市内

## 安足地区認定業者協議会の動き

### ☆これまでの活動

- 部門別研修 畜産部門  
時 期：2月3日  
場 所：(株)前田牧場、畜産酪農研究センター  
内 容：高品質堆肥製造と粗飼料増産
- 部門別研修 土地利用型部門  
時 期：2月13日  
場 所：安蘇庁舎  
内 容：ほ場管理システム等研修会
- 部門別研修 果樹部門  
時 期：2月21日  
場 所：栃木県農業試験場  
内 容：果樹研究セミナー
- 認定農業者協議会役員会(第1回)  
時 期：4月26日  
場 所：安蘇庁舎
- 認定農業者協議会総会  
時 期：6月8日  
場 所：ニューミヤコホテル
- 経営管理セミナー(基礎編)  
時 期：7月5日、20日  
場 所：安蘇庁舎  
内 容：複式簿記の現地、決算整理
- 部門別研修 野菜部門  
時 期：7月25日  
場 所：足利市 現地技術実証ほ  
内 容：里芋湛水栽培試験の状況

### ☆今後の予定

- 経営管理能力向上セミナー  
時 期：8月7日  
場 所：大田原市、さくら市  
内 容：優良経営体視察
- 農業経営個別相談  
時 期：8月22日  
場 所：安蘇庁舎  
内 容：専門家による個別相談
- 全国農業担い手サミット参加  
時 期：2月28～29日  
場 所：東京都千代田区
- 部門別研修会  
土地利用型、畜産、果樹、花き部門 開催予定



### <とちぎ就農支援サイトtochino(トチノ)>

とちぎ就農支援サイトtochino(トチノ)は実際に栃木で農業を始めるためのポイントや役立つ情報をホームページでお伝えします。ぜひ御活用ください。



—編集・発行—

- 栃木県安足農業振興事務所 経営普及部
- 足利市担い手育成総合支援協議会(足利市農政課内)
- 佐野市農業再生協議会(佐野市農政課内)

TEL:0283-23-1431 FAX:0283-23-5693  
 TEL:0284-20-2160 FAX:0284-21-0643  
 TEL:0283-20-3043 FAX:0283-20-3029

認定農業者数(R5.6末現在) 足利市:204(うち広域14) 佐野市:233(うち広域17) 管内:437(うち広域31)

